

－勤労青少年に関する施策の現状－

平成22年9月1日



厚生労働省 職業能力開発局 キャリア形成支援室

1 「フリーター等正規雇用化プラン」の推進 353億円

若者に対する就職支援 351億円

(1) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

- 就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等（25歳～39歳）を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を実施する。

(2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

(3) トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職支援

- 若年者等トライアル雇用（1人4万円、最大3ヶ月）を活用するとともに、年長フリーター等（25歳～39歳）を正規雇用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）する。

(4) 若者への職業能力開発機会の提供

- フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供するジョブ・カード制度を推進する。
- ◎ これまでに各種業界団体及び民間教育訓練機関等と共同で開発したカリキュラム等を活用し、常用雇用に有用とされる資格等必要な職業能力を習得するための比較的長期間の訓練コースに拡充して実施する。【拡充】

若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の推進 2.2億円

- 雇用対策法等を踏まえ、若者の応募機会拡大等に関する指針の事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、若者の人材確保に悩む企業等に対する相談・助言を実施する。

2 ニート等の若者の職業的自立支援の強化

20億円

「地域若者サポートステーション」事業の拡充

18億円

- ◎ ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。【拡充】

3 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援

52億円

新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援

46億円

- ◎ ハローワークに学校との連携の下、就職支援を行う高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置(928名)するとともに、求人情報の提供、就職面接会、職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。また、未就職卒業者については、新卒者体験雇用事業を活用する等により円滑な就職を促進する。【拡充】

学校段階からの職業意識形成支援

5.8億円

- 職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う高校生向け「就職ガイダンス」の実施など、学校段階からの職業意識形成を支援する。

4 その他

18億円

ものづくり立国の推進

3.3億円

- ◎ 第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発などものづくり人材育成を推進する。【拡充】

学校教育との連携によるキャリア形成支援の推進

0.2億円

- ◎ キャリア教育やその支援に携わる者を対象に、キャリア教育プログラムの企画・運営などの専門性を備えた人材の養成等のための講習を実施する。【新規】

フリーター等正規雇用化プラン (平成21年度)

⇒ 約28.3万人^(※1)の正規雇用^(※2)を実現 [速報値^{3月末現在}]
(うちハローワーク紹介によるもの 約25.6万人(90%))

○ハローワークにおけるフリーター等常用就職支援事業等 約21.2万人

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

○ジョブカフェにおける支援 約4.5万人

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称・ジョブカフェ)において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。〔平成21年4月1日現在 46都道府県87カ所〕(40都道府県でハローワークを併設)

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進 約3.4万人

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人4万円、最大3ヶ月)の活用や、年長フリーター等(25~39歳)を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給(中小企業1人100万円、大企業1人50万円)により、正規雇用化を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供 約0.9万人

(注: 訓練修了後3ヵ月経過時点の就職状況)

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

※1 各種事業の実績について重複調整を行った数値
※2 各種支援の実績は期間の定めのない雇用に限る

ジョブ・カード制度の概要

創設の背景：人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、その能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に正社員になれなかったフリーター等については、能力を高めて正社員になりたくても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、これらの正社員経験の少ない方（職業能力形成機会に恵まれなかった方）の能力を向上させ、正社員への移行を促進するために、ジョブ・カード制度を創設。

施策の概要：フリーター等の正社員経験の少ない方（職業能力形成機会に恵まれなかった方）を対象に、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練、③企業からの評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、正社員への移行を促進。

ハローワーク等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カードの作成（1）

職務経歴、学習歴、取得資格等を記載



キャリア・コンサルタントによる就業希望・訓練希望等の確認

訓練へと誘導

訓練を要せず就職

職業能力形成プログラム

（訓練のスキーム）
教育訓練機関における座学等
+
企業での実習

（訓練のタイプ）

① 雇用型訓練

→ 企業が訓練生を雇用して実施
（知識習得部分について、企業内外の指導員が実施）

※ 企業に対して助成金を支給

② 委託型訓練

→ 専修学校等に委託して実施
（企業実習部分について、協力企業に再委託等により実施）

※ 受講生に対して訓練中の生活費の保障を実施

企業による能力評価

ハローワーク等

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カードの作成（2）

能力評価



職業選択や職業キャリアの方向を明確化



就職活動に活用

訓練実施企業で正式採用

他の企業で雇用

地域若者サポートステーション事業

20年度予算額 13.5億円 21年度予算額 17.4億円 22年度予算額 18.5億円

- ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要である。
- このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」（愛称：サポステ）を運営している。
- 平成22年度は、この設置拠点を拡充するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援等に新たに取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化することとする。

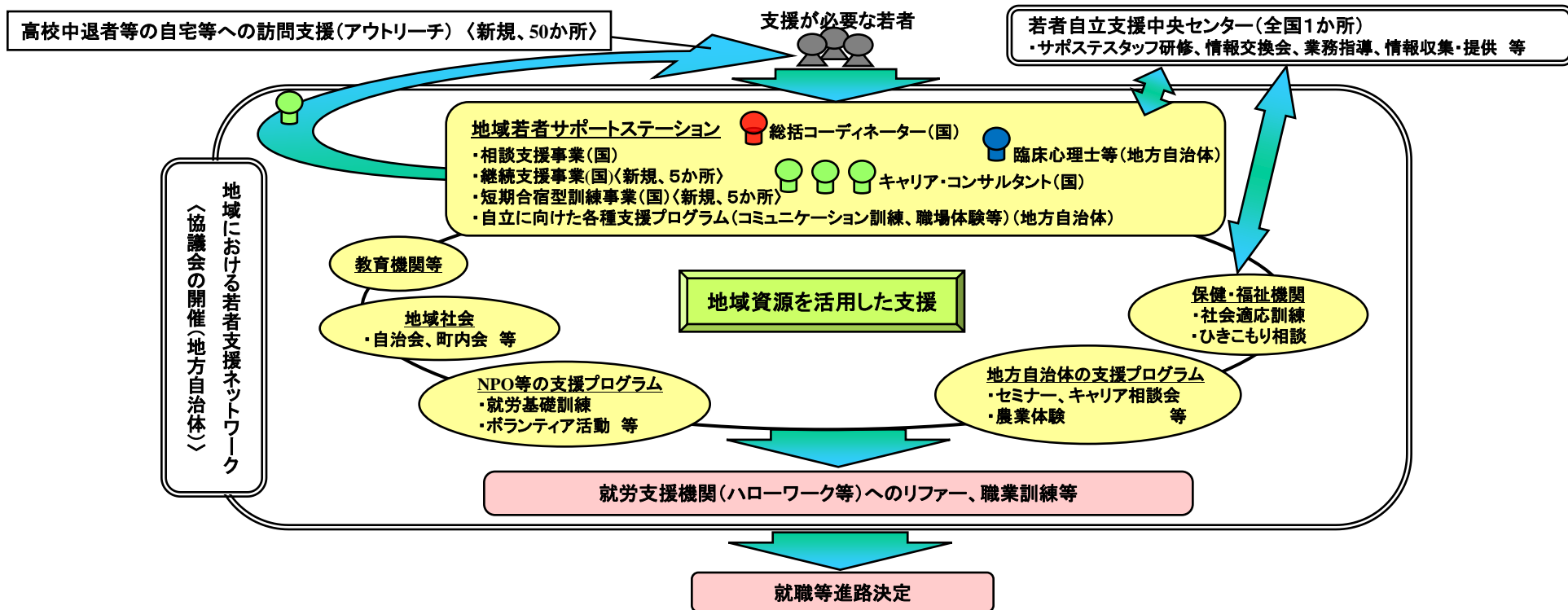
- ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働によりサポステを全国に設置
- 若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、自立に向けた各種支援プログラム、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導など、多様な就労支援メニューを提供

※サポステ設置箇所数：25か所（18年度）、50か所（19年度）→77か所（20年度）→92か所（21年度）→100か所（22年度予算）

※のべ来所者数：35,179名（18年度）、144,171名（19年度）、202,112名（20年度）、273,858名（21年度）、78,676名（22年4～6月）

※利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合：26.2%（18年度）、26.8%（19年度）、28.0%（20年度）、34.1%（21年4～12月登録）

サポステのネットワークを活用した若者の職業的自立支援の流れ（22年度）



高卒・大卒就職ジョブサポーターの活用による新規学卒者への就職支援

<高校>

ハローワークにおいて、学校との緊密な連携の下、以下の支援を実施。

高卒就職ジョブサポーターは、主として高校等に出向き、個別の職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施。



高校生を求人企業に引率

(ハローワークにおける主な支援内容)

- ① 適正な労働条件確保のための求人内容の確認、求人確保及び求人情報の提供
- ② 職業指導（職業適性検査、職業情報の提供等）
- ③ 就職面接会等の開催
- ④ 未内定者等に対する個別支援（職業相談・職業紹介）

<大学、短大、専門学校等>

学生職業センター等（各都道府県1箇所）において、学校と緊密な連携の下、未内定者など希望者に対する就職活動の支援を実施。

大卒就職ジョブサポーターは、大学訪問等による未内定者の早期把握、学生職業センター等への誘導等の支援を実施。

(学生職業センター等における主な支援内容)

- ① インターネットを通じた広域的な求人情報の提供
- ② 就職支援セミナー、就職面接会等の開催
- ③ 希望者に対する個別支援（職業相談・職業紹介）

【就職支援体制の強化】

		緊急雇用対策 (平成21年10月23日)	経済対策 (平成21年12月8日)
○高卒就職ジョブサポーター	474人	532人 (+58人)	779人 (+247人)
○大卒就職ジョブサポーター	56人	86人 (+30人)	149人 (+63人)
合計	530人	618人 (+88人)	928人 (+310人)

新規学卒者に対する就職支援の強化

◎ 高卒・大卒就職ジョブサポーターの緊急増員による就職支援体制の強化

(平成21年度第2次補正予算：2.5億円、平成22年度予算：29億円)

- 高卒・大卒就職ジョブサポーターを活用し、学校訪問等により未内定者の把握、求人開拓・求人情報の提供、個別の職業相談・職業紹介等の就職支援を実施。

		緊急雇用対策（平成21年10月23日）	緊急経済対策（平成21年12月8日）
高卒就職ジョブサポーター	474人	532人 (+58人)	779人 (+247人)
大卒就職ジョブサポーター	56人	86人 (+30人)	149人 (+63人)
合計	530人	618人 (+88人)	928人 (+310人)

◎ 新卒者体験雇用事業の創設 <2月から開始、雇入れ開始は卒業後> 【新規】

(平成21年度第2次補正予算：制度要求、平成22年度予算：3.7億円)

- 未就職卒業者を対象に1か月～最長3か月の体験雇用（有期雇用）を受け入れた事業主に対して奨励金（体験雇用期間に応じて最大16万円）を支給する制度を創設。（平成22年度末まで）

※ 平成22年6月7日から上記内容に拡充
(拡充前) 体験雇用期間は1か月、奨励金支給額は8万円

◎ 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

(緊急人材育成支援事業の内数で対応)

- 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け訓練コースを設置
 - 社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種での短期間の体験機会等を提供。（訓練期間：標準6ヶ月）
- 訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充
 - 世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障 10万円/月

中高生に対する職業意識の形成支援

平成22年度予算額 95 (115) 百万円

キャリア探索プログラム

- ハローワークにおいて、企業で働く者などを講師として中学校や高校等に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施。

〔テーマの例〕

- ・仕事の実態(仕事の内容、やりがい・苦勞する点、将来の展望、労働条件等)
- ・新卒者の労働市場、雇用情勢と今後の展望
- ・企業が求める人材像
- ・就職に向けての心構え
- ・適職選択のポイント など



キャリア探索プログラムの風景

実績

〔平成21年度〕

○ 実施校数:3,740校 ○ 実施回数:3,842回 ○ 参加者数:333,376人

ジュニア・インターンシップ

- 主として高校生を対象に、在学中に生徒が就業体験を通じて、自らの適性と職業の関わりを深く考える契機とする「ジュニア・インターンシップ」を実施。

日程例	内容例
事前講習(半日)	・実習に当たっての心構え、留意点(守秘義務、事故防止、ビジネスマナー等) ・地域の産業や職業の状況
就業体験実習(3日)	・オリエンテーション(会社・業務の概要、職場のルール、留意事項等) ・業務の基本的指導、事業所での実習
事後講習(半日)	・実習報告、感想・反省点の振り返り 等



花屋での就業体験の風景

実績

〔平成21年度実績〕

○ 実施校数:758校 ○ 事業所数:19,863社 ○ 参加生徒数:43,356人

高校生に対する就職ガイダンス

平成22年度予算額 450（385）百万円

- 就職を希望する新規高校卒業予定者等を対象に、地域の労働市場の状況や就職活動の進め方等を説明するほか、就職後に必要となる労働関係法令の基礎知識、正社員とフリーターとの働き方・賃金の違い等の情報を正確に提供することによって、円滑な就職活動を促進し、若年者の早期離職や、安易にフリーター・ニート化することを防止。

〔ガイダンスの内容例〕

- ・ 地域の労働市場に関すること
- ・ 就職活動の進め方、面接等への対応策
- ・ 社会人としての基礎的素養の向上
- ・ 労働関係法令の基礎知識
- ・ 正社員とフリーターの働き方、生涯賃金等の違い
- ・ 万一離職して就職活動を行う場合の支援窓口 など

〔平成21年度実績〕

実績

○ 実施回数：811回

○ 実施校数：1,186校

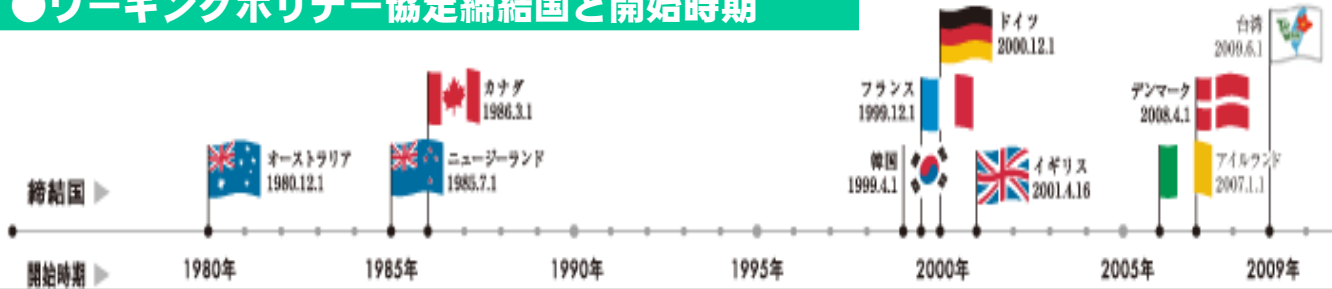
○ 参加者数：36,995人

ワーキングホリデー制度の概要

○ワーキング・ホリデー制度について

ワーキング・ホリデー制度は、二国間の協定に基づいて、最長1年間異なった文化の中で休暇を楽しみながら、**その間の滞在資金を補うために付随的に就労することを認める**特別な制度です。本制度は、両国の青少年を長期にわたって相互に受け入れることによって広い国際的視野を持った青少年を育成し、ひいては両国間の相互理解、交友関係を促進することを目的としています。

●ワーキングホリデー協定締結国と開始時期



●対象国

- ・オーストラリア（1980年12月1日開始）
- ・ニュージーランド（1985年7月1日開始）
- ・カナダ（1986年3月1日開始）
- ・韓国（1999年4月1日開始）
- ・フランス（1999年12月1日開始）
- ・ドイツ（2000年12月1日開始）
- ・イギリス（2001年4月16日開始）
- ・アイルランド（2007年1月1日開始）
- ・デンマーク（2007年10月1日開始）
- ・台湾（2009年6月1日開始）
- ・香港（2010年1月1日開始）

●対象者

下記の条件全てを満たす者

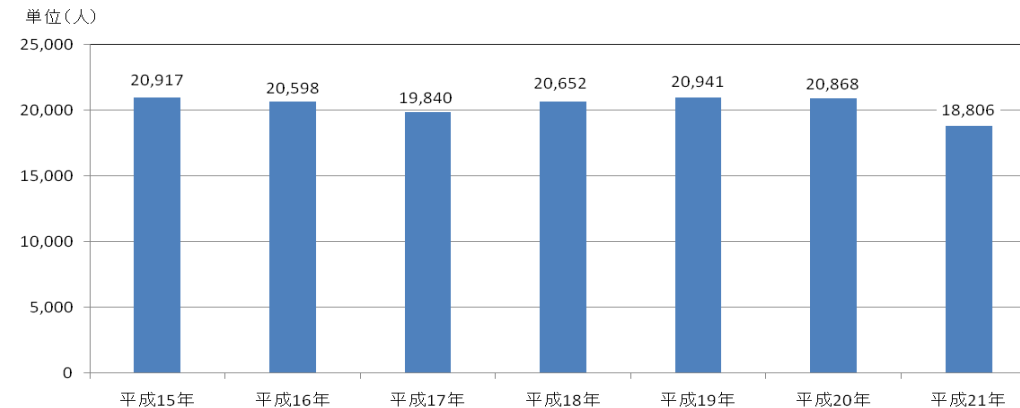
- 1 日本国籍
- 2 日本在住
- 3 18歳～30歳までの者
(一部の国は18歳～25歳まで)

●特徴

この制度は、観光ビザ、留学ビザ、あるいは就労ビザとは異なった、若い人向けの特別な渡航のためのものです。どこに滞在し、どこを観光するか、旅行はどのようにするかなど、自分一人で考え、行動することが求められます。そして、ワーキング・ホリデービザは滞在資金を現地でのアルバイトで補うことが認められている点が、他のビザとは大きく違う特色です。もちろん、制度の主旨として仕事を主たる目的とすることは出来ません。また、各国ともビザの発給は一生に一度で、人数制限のある国もあります。

●ワーキング・ホリデー利用者数

ワーキング・ホリデー利用者数は、近年2万人前後で推移している。



資料出所: 社団法人 日本ワーキング・ホリデー協会(日本人に対するビザ発給数)